３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年５月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

（仮称）一宮西港道路に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、（仮称）一宮西港道路に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成し、同法第七条の規定に基づき、次のとおり公告し、方法書、これを要約した書類（以下「要約書」という。）を縦覧に供する。

また、同法第七条の二の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

なお、方法書について、同法第八条第一項の規定により環境の保全の見地からの意見書を提出することができる。

令和八年七月七日

国土交通省　中部地方整備局長　森本　輝

一　事業予定者の氏名及び住所

事業予定者の氏名　国土交通省　中部地方整備局長　森本　輝

事業予定者の住所　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　（仮称）一宮西港道路

対象事業の種類　高速自動車国道又は一般国道（自動車専用道路）の新設

対象事業の規模　延長約二十八キロメートル

三　対象事業が実施されるべき区域

三重県桑名市、三重県桑名郡木曽岬町、愛知県一宮市、愛知県津島市、愛知県稲沢市、愛知県愛西市、愛知県弥富市、愛知県あま市

四　関係地域の範囲

三重県桑名市、三重県桑名郡木曽岬町、愛知県一宮市、愛知県津島市、愛知県稲沢市、愛知県愛西市、愛知県弥富市、愛知県あま市、愛知県海部郡蟹江町、愛知県海部郡飛島村

五　方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

縦覧場所

三重県津市広明町十三番地

三重県庁本庁舎県土整備部道路企画課

三重県桑名市中央町五丁目七十一番地

三重県桑名庁舎桑名建設道路事務所道路課

三重県桑名市中央町二丁目三十七番地

桑名市役所社会基盤整備部事業推進課

三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地二百五十一番地

木曽岬町役場建設課

愛知県名古屋市千種区池下町二丁目六十二番地

国土交通省中部地方整備局愛知国道事務所計画課

縦覧期間

令和八年七月七日から令和八年八月七日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）

縦覧時間

三重県庁本庁舎県土整備部道路企画課

七月七日から七月三十一日午前八時半から午後五時十五分まで

八月三日から八月七日午前九時から午後四時まで

三重県桑名庁舎桑名建設道路事務所道路課

七月七日から七月三十一日午前八時半から午後五時十五分まで

八月三日から八月七日午前九時から午後四時まで

桑名市役所社会基盤整備部事業推進課

午前九時から午後四時半まで

木曽岬町役場建設課

午前八時半から午後五時十五分まで

国土交通省中部地方整備局愛知国道事務所計画課

午前九時十五分から午後六時まで

六　意見書の提出

法第八条第一項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見書を提出することができる。

七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

令和八年八月二十一日まで（必着）

持参・郵送提出先

郵便番号四六四―〇〇六六　愛知県名古屋市千種区池下町二丁目六十二番地

国土交通省　中部地方整備局愛知国道事務所計画課

Web提出先

（https://forms.office.com/r/rX8rvQBC56）

意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　意見書の提出の対象である方法書の名称

三　方法書についての環境の保全の見地からの意見

意見書は日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

八　説明会の開催を予定する日時及び場所

三重県桑名市長島町松ケ島六十一番地三

桑名市長島まちづくり拠点施設

令和八年七月十六日午後七時から午後八時まで

三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地二百五十一番地

木曽岬町役場防災多目的室

令和八年七月二十三日午後七時から午後八時まで

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間